

「館灯」投稿、編集及び公開に係る申し合せ事項

- 1 論文等の投稿資格は、原則として「東海地区協議会」加盟館員であることとする。
- 2 投稿論文等の数は、1人1編までとする。ただし、ともに共著の場合は2編まで投稿できることとする。
- 3 論文等の投稿は、所属の機関を通して行うこととする。ただし、講演者の原稿を除く。
- 4 論文等には、執筆者名のほかに所属する機関名を正しく記入する。
- 5 「館灯」記事の記載は、講演録、研究発表、投稿論文等の順とする。
- 6 「館灯」に掲載された記事（講演者、研究発表者、投稿者によって執筆されたもの）は、インターネット上で公開する。
- 7 「館灯」付載の加盟館名簿には、当年度12月1日時点の情報を記載し、個人名を記載しない。
- 8 その他必要な事項については、東海地区協議会常任幹事会において適宜協議することとする。

この申し合せは、2003年5月30日より実施する。

この申し合せは、2005年5月24日より実施する。

この申し合せは、2009年4月1日より実施する。

この申し合せは、2014年12月12日より実施する。

この申し合せは、2016年3月11日より実施する。